

法律第41号

2007年8月24日

本法により多国籍企業本部及び多国籍企業本部認可委員会の
設置並びに運営に関する特別制度を定めると共にその他の規定を定める

立法議会は以下を發布する。

第一章

目的、その適用範囲並びに定義

第一条：目的：本法の目的は、投資、雇用の創出、技術移転を誘引し、これを促進すること並びにその地の利、インフラ並びに国際的サービスを最良な形で活用することにより、グローバル経済の中でパナマ共和国をより競争力のある国にすることにある。

第二条：適用：本法はパナマ共和国国内にて適用され、本法に準拠する多国籍企業本部の運営に対してのみ適用される。

第三条：定義：本法の解釈に当たっては、次の言葉は以下の通り理解される。

1. 多国籍企業。或る特定国に本社を有し、大規模な製造、商業、金融又はサービス業務を多数国間で展開する法人のことを言う。更に、特定国のみで活動する場合でも国内各地で大規模に事業展開する場合、及び周辺諸国で営利取引を行う為にその支店、従属会社、子会社又は提携会社をパナマに設置することを決める法人も同様に理解される。
2. 多国籍企業本部(Sede de Empresa Multinacional/SEM)。本法により定義された業務をパナマからその本社、又はその子会社又は従属会社又は提携会社に提供する為に活動する多国籍企業、又はパナマに本社を設置する多国籍企業のことを言う。以下企業グループと言う。パナマに設置される本部は常に国際業務又は周辺諸国での業務又は自国にて大々的な業務を行う多国籍企業の一部となる。

第四条：提供する業務：パナマに設置される多国籍企業本部が提供する業務は、以下に詳述するもの又はその混成とする。

1. 企業グループに属する企業による特定の地域又は世界的に行う活動を指揮又は管理すること。戦略策定、営業、社員の管理教育、業務管理又はロジスティック業務のことを言う。
2. 企業グループが製造する製品の製造又は組み立てに必要な中間財又は部品のロジスティック又は保管業務。
3. 企業グループを構成する企業又は、その製品又はサービスを調達することにより企業が支援義務を負う顧客に対する技術支援業務。
4. 企業グループに対する財務を含む金融管理業務。
5. 企業グループの会計業務。
6. 本社又はその支店の代表的な業務形態の一部を成し、設計の一環を成すか又は建設又はこれら双方の一部を成す設計図の作成。
7. 企業グループが行う活動の統合を含むあらゆる活動の電子的手段による処理。この業務にはネットの管理も含まれる。
8. 企業グループが製造する財又はサービスに対する助言業務、コーディネーション業務並びに市場開拓方針が守られているかのフォロー業務。
9. 企業グループの製品又はサービスに対する業務支援、調査並びに開発業務。
10. 本法の規定が遵守されることを条件として、その理由が明記された閣僚会議の議定書を通じ事前に承認を受けたその他類似の業務。

第五条：年次報告：本法の規定に準拠しパナマに設置される企業は、多国籍企業本部認可委員会専門事務局に国内で行われた取引に関する統計を含む年次報告書を提出しなければならない。同事務局は、この報告書に盛り込まなければならない情報について定め、これを本法により創設される特別制度を受け入れる全ての企業が記入

義務を負う用紙に盛り込むこととする。多国籍企業本部は、国内に於ける活動の形態やその社員の変更が発生した際には、直ちにこれを多国籍企業本部認可委員会に通知しなければならない。

第六条：業務提供の対象者：多国籍企業本部の機能は、本法により認められた活動を考慮に入れ斯かる企業が所属する企業グループに対し提供することにある。

第七条：企業の形態：本制度を受け入れる多国籍企業は、パナマに登記された外国企業として、又は多国籍企業、又はその従属会社又は系列会社の所有となるパナマ会社として活動しなければならない。

第八条：例外：本法の適用に当たっては、パナマより、又は外国にある従属会社又は系列会社を通じ、自社の企業グループには属さず又は提携関係も持たない顧客又は企業に直接サービスを提供する弁護士事務所のような法人は、多国籍企業とも又多国籍企業本部制度に準拠した企業とも看做されず本法は適用されない。

第三章

多国籍企業本部認可委員会

第九条：創設：多国籍企業本部の創設の為の諮問、助言機関として、多国籍企業認可委員会を創設する。同委員会は商工省に帰属するものとする。同委員会は発言権並びに投票権を有する5名の委員から構成される。

1. 委員長を務める対外通商副大臣。
2. 外務副大臣。
3. 労働副大臣。
4. 内務司法省移民帰化局長。
5. 経済財務省主税局長。

各委員は夫々の委員が任命する補欠委員を有するものとする。

商工省国家投資促進局長又は局長が指名する職員は、技術書記官として委員会の会合に参加することとする。国家投資促進局長が委員会の議長を勤める場合には、商工省投資家対応総局長又は総局長が指名する職員が技術書記官を務めることとする。

同委員会は少なくとも毎月一回会合を持たねばならず、定足数は単純多数で満たされるものとする。委員会の決定は単純多数で採択されるものとする。

第十条：委員会の役割：委員会は次の役割を負うものとする。

1. 商工省を通じパナマに於ける多国籍企業本部の設置促進の為の普及促進政策を行政府に具申すること。
2. 多国籍企業本部許可の付与に際しての必須条件を定めること。
3. パナマが多国籍企業にとり投資を行うのに魅力のある場所とする為の効率的な方法又はメカニズムについて検討すること。
4. パナマが多国籍企業本部にとり投資を行うのに魅力のある場所とするのに必要な行動をその他の国家機関との間で調整すること。
5. 我が国にある多国籍企業本部許可を受ける企業の確認と監督をし易くする一般規則やメカニズムの施行の具申。
6. 本法に対する施行規則を商工省を通じ行政府に提案すること。
7. 本法の展開に関連するあらゆる事柄について政府に助言を与えること。
8. 専門事務局が行う決議に対する決定について上告審としての第二審でこれに検討を加えること。
9. 本法が定めるその他の役割を果たすこと。

第十一条：委員会専門事務局の役割：委員会専門事務局は次の役割を負うものとする。

1. 申請を行いその取得条件を満たす企業に委員会からの事前の推薦を受けた上で多国籍企業本部許可証を付与すること。
2. 然るべき多国籍企業本部許可証を受けた企業で働く社員並びにその扶養家族に対するビザの手続きを行うこと。

と。

3. 多国籍企業本部許可証を有する企業又は多国籍企業本部社員ビザ制度下に置かれる社員に対し、行政機関との手続きの為にその資格に関する証明書を発行すること。
4. 本法、並びにその進展の中で定められる規定や基準にて定められた義務の不履行により多国籍企業本部許可証を受けた企業に対し行政処分又は罰金を課すこと。
5. 本法に関連し行われる要求又は訴えについて第一審としてその解決を図ること。
6. 多国籍企業本部許可証を受けた企業が本法を遵守しているかの監督に当たること。
7. 本法により許可を受けた企業並びにその社員の恩典管理に対しあらゆる行政上の手続を取ること。
8. 多国籍企業本部並びに社員及びその扶養家族について公式記録を維持すること。
9. 本法並びにその施行規則に従い多国籍企業本部許可証を受けた企業が提出又は利用すべき用紙、指針又は指示書を作成すること。

本法により与えられた役割を果たす中で、専門事務局が行わねばならない公式記録の維持並びに仕事の遂行に当たり、商工省は国家投資促進局に帰属する投資手続窓口を設けることが出来るものとする。

第四章

多国籍企業本部許可証

第十二条：許可証取得の必要条件：多国籍企業本部許可証取得に対する必要条件是、多国籍企業本部認可委員会により定められるものとする。これを定めるに当たり同委員会は次の要件を満たさねばならない。多国籍企業の資産、多国籍企業が営業する各場所又は各本部、多国籍企業が行う活動又は業務、国内又は国際株式市場に上場された株式の価値、並びに同委員会が必要条件として評価又は定めることが適切と判断するその他の要素又は情報。

第十三条：許可証の申請：多国籍企業本部許可証の申請は、委員会専門事務局に所定用紙を用い書面にて提出しなければならない。この申請書には、パナマに多国籍企業本部の設置を希望すること、又本法の規定に従い許可の申請を行う必要条件を全て満たすことを述べた宣誓書、並びに必要条件を満たすことを示す書類が添付されなければならない。

挿入句：パナマで活動しパナマ国外にある多国籍企業の関連企業にサービスを提供する多国籍企業本部は、本法並びにその細則にて定められた条件に従い、専門事務局への申請を通じ本法の規定の適用を受けることが出来るものとする。

第十四条：許可証承認基準：専門事務局は申請書並びにこれに添付される書類を審査し、全て整っていることが確認されたならば承認推薦の為にこれを委員会に送付するものとする。

申請の却下は、その理由を示した決議書を通じなされるものとする。却下の原因は、然るべく修正された新たな申請書を提示することにより修復することが出来るものとする。

第十五条：多国籍企業本部許可証の有効期限：多国籍企業本部許可証は企業に対し無期限で発行され、当該企業には登録番号が付与されるものとする。この登録番号はパナマ共和国内での活動を展開するのに必要な行政機関との全ての手続きにて提示されなければならない。専門事務局は、手続きが迅速に処理されるようその他の国家機関との間で必要な調整作業を行うものとする。

第十六条：多国籍企業本部の追加的活動：多国籍企業本部許可証を受けた企業が承認された活動への追加的活動やこれとは異なる活動を行うことを希望する場合には、活動範囲を広げる申請を通じ、許可証の修正を専門事務局に提出しなければならない。新たに発行される許可証は元の許可証と同じ番号を持つものとする。

第十七条：許可証には網羅されていない活動：当該許可証を受けた多国籍企業が本法に定められた以外の活動を行うことを希望する場合には、パナマ共和国内にてこれらの活動を行う為、独立した新たな会社を創設し、これを外国会社として登記所に登記するか、又は新たにパナマ会社を設立し、これを通じ行わねばならない。斯かる会社はその活動について本法の保護を受けず、又本法の保護を受ける活動を行う企業には所属しない独自の社員を擁さねばならない。